

平成23年度社会資本の整備に関する事前調整一覧

番号	路河川・事業箇所名	事業主体	課室名	市町村名	事業実施期間	事業概要	平成24年度事業費(千円)				全体事業費(千円)				必然性・緊急性等評価のポイント	事前調整における主な意見等	備考
							事業費	国費	県費	その他	事業費	国費	県費	その他			
1	国道441号 (口屋内バイパス)	県	土木部 道路課	四万十市	H24 ～ H33	バイパス整備 L=3.0km W=8.0m (口屋内トンネルL=2.8km) 社会資本整備総合交付金	50,000	35,000	15,000		9,000,000	6,300,000	2,700,000		・同路線は、旧西土佐村及び旧中村市を結ぶ幹線道路であり、「四国8の字ネットワーク」につながる「くしの歯」としての役割及び「四万十・足摺エリア観光圏」を支える幹線道路として重要な役割を担っているが、幅員狭小区間が残り、大型観光バスの乗り入れが出来ないなど支障をきたしていることから、早期に整備が必要である。 ・これらのことから、現在も2工区において重点投資を行い整備を進めている。いずれも平成24年度及び平成25年度には完了予定であり、円滑な事業展開の移行を図るため、平成24年度から事業着手する必要がある。	特になし	概算要求を認める
2	県道安田東洋線 (小川工区)	県	土木部 道路課	安田町	H24 ～ H30年 代前半	小川=2,242mを連続2車線で整備 社会資本整備総合交付金	10,000	7,000	3,000		2,500,000	1,750,000	750,000		・同路線は、国道55号を基点として馬路村を結ぶ唯一の幹線道路であり第2次緊急輸送道路でもあることから、早期に整備が必要である。 ・代替路線がないこと、中芸地域の産業振興が緊急課題であることから、現在も安田町～馬路間で4工区の整備を行っている。うち2工区が平成23年度及び平成25年度に完了予定であるため、円滑な事業展開の移行を図るため、平成24年度から事業着手する必要がある。	特になし	概算要求を認める
3	県道大久保伊尾木線 (伊尾木工区)	県	土木部 道路課	安芸市	H24 ～ H28	伊尾木L=500mを連続2車線で整備 社会資本整備総合交付金	20,000	14,000	6,000		450,000	315,000	135,000		・四国8の字ネットワーク整備の関連事業(安芸道路)として優先順位が高い。なお、安芸道路については、平成24年度からの新規事業化を政策提言しているところ。	特になし	概算要求を認める
4	都市計画道路 安芸中央インター線 (西浜～幸町)	県	土木部 都市計画課	安芸市	H24 ～ H30	道路改良(現道拡幅) L=830m 社会資本整備総合交付金	100,000	70,000	23,000	7,000	2,900,000	2,030,000	667,000	203,000	・安芸道路及び安芸中央インター線については、平成23年に都市計画決定されることとなり、安芸中IC(仮称)及び安芸東IC(仮称)へのアクセス道として、安芸道路を早期整備するためにも平成24年度から事業着手する必要がある。	特になし	概算要求を認める
5	高知港海岸 (浦戸湾地区)	県	土木部 港湾・海岸課	高知市	H24 ～ H43	護岸改良 L=12120m 社会資本整備総合交付金	220,500	105,000	94,500	21,000	30,000,000	15,000,000	12,000,000	3,000,000	・南海地震対策の関連事業として、排水機場の耐震・津波対策を実施することで、地震後に予想される長期浸水解消の中心的な役割を果たす施設であり、地震・津波に対する健全性が震災復興にあたり大きな位置を占める。また、護岸改良については、護岸の液状化に対する改良を実施するもので、浸水被害の軽減はもとより、避難時間の確保・漂流物による被害軽減にも寄与する施設であり、高知港海岸直轄海岸保全施設整備事業と歩調を合わせた早期の事業効果発現が必要である。こうしたことから、南海地震対策として浦戸湾沿岸域でのハード対策の中心的役割を担う事業であり優先順位が非常に高い。	特になし	概算要求を認める
6	下地地区(2期)	県	農業振興部 農業基盤課	土佐町	H24 ～ H28	地すべり対策工事 排水路工 610m 集水井工 2箇所 排水ボーリング工 5箇所 アンカー工 3箇所 地すべり対策事業費補助金	20,000	10,000	10,000		320,000	160,000	160,000		・当該地区は平成7年に地すべり指定を受け、対策工事を施工し、地すべり活動が一定鎮静化したため平成14年度末に概成。 ・しかし、近年道路構造物への亀裂発生や、田に段差ができるなどの変位が現れ始め、町から対策の要請が出されたもの。 ・平成20年度から22年度にかけて状況調査を行ったところ、地すべりに起因する進行性変位が確認されたため早期に対策を行う必要がある。	特になし	概算要求を認める
7	稲村地区(3期)	県	農業振興部 農業基盤課	越知町	H24 ～ H28	地すべり対策工事 排水ボーリング工 5箇所 アンカー工 7箇所 土留工 3箇所 地すべり対策事業費補助金	20,000	10,000	10,000		453,000	226,500	226,500		・当該地区は昭和39年に地すべり指定を受け、昭和39年度から44年度、昭和63年度から平成12年度に対策工事を施工し、地すべり活動が一定鎮静化したため平成12年度末に概成。 ・その後平成15年、平成16年8月、9月と連続した台風や豪雨以降、路側、山留ブロック及び排水路等に多数の亀裂が生じたため町から対策の要請が出された。 ・平成20年度から22年度にかけて状況調査を行ったところ、地すべりに起因する進行性変位が確認されたため早期に対策を行う必要がある。	特になし	概算要求を認める
合計							440,500	251,000	161,500	28,000	45,623,000	25,781,500	16,638,500	3,203,000			